

平成22年度事業計画書

I. 基本方針

昭和32年に創立された本連盟は、業種・地域を問わない我が国中堅・中小貿易業者を統一した全国組織として、会員企業の声を反映する政策提案・提言・要望を国会、政府等関係方面に行っている。その実現を図ることにより国際取引・投資の推進、経営基盤の強化等、中堅・中小貿易業の総合的な発展に努めることを基本方針とする。

また、本連盟は、昨年度に引き続き、財団法人貿易・産業協力振興財団より中小貿易業振興のための支援を受け、貿易振興に資する事業等を推進する。更に、財団法人日本貿易関係手続簡易化協会より中堅・中小貿易業者貿易手続の簡素化、貿易関係業務の効率化のための支援を受け、貿易手続の簡素化の普及と企業の国際化に関連する問題解決の情報の提供に努める。

これらの基本方針に基づく平成22年度の事業活動の具体的事項は、次の通りで、各地区連盟の協力のもと事業活動を推進することとする。

II. 事業活動の具体的項目

本連盟の定款に記載された事業の内容に従い、平成22年度は次の事業を行うこととする。

(1) 中小貿易業者の総意の表明

世界経済は、リーマンショック以来の深刻な不況から脱しつつあるが、我が国経済は消費需要の減少、デフレの進行、雇用状況の悪化、輸出の減少等が続いている。このため、中小貿易業者の経営基盤の強化と育成のために以下の提言を国会、政府に対して行う。

- (イ) 中小企業関係税制の一層の改善に関する研究と提言（消費税、法人税法、事業継承税制等）
- (ロ) 不況対策に係る各種助成金、制度金融・信用保証制度の一層の拡充
- (ハ) 輸出入品に課徴される消費税の税率構造、申告納付・還付に関わる制度の改善に向けての研究と提言

(2) 中小貿易業経営の近代化の推進

- (イ) 経済産業省による製品安全政策（製品安全4法の的確な運用と執行、事業者の自立的な安全活動の促進等）の理解と遵守に努め、企業内体制の整備・構築に努める。
- (ロ) 地球温暖化対策として省エネルギー、省資源対策の推進。その為の関連情報の会員への提供、勉強会等の開催
- (ハ) 雇用対策と多様化する雇用形態への対処方法の研究

(3) 貿易に関する調査・研究並びに貿易行政の運営に対する協力

- (イ) 製品・部材等の輸出促進のため、政府の施策、ジェトロの輸出促進事業等の情報収集と会員への提供。また、海外市場調査と商談成立に向けてのミッションの派遣。
- (ロ) 我が国の対アジア諸国・その他地域とのEPA/FTA締結・合意に基づく内外市場の変化等に的確に対応するための調査・研究。
- (ハ) 本年4月より外為法の改正で輸出規制が強化された。その安全保障貿易管理強化についての研究とその順守。
- (ニ) 電子商取引の標準化等による貿易手続簡素化、効率化に関わる研修と広報。

(4) 貿易関係諸機関、団体等との連絡、協調

- (イ) 各地区連盟は、地域経済・地場産業の発展のため、ジェトロ、各地域の貿易協会、日本機械輸出組合、倉庫協会等と連携し各種講演会や研修会等を開催し、情報の収集と共有化を図る。

(5) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

- (イ) 「全中貿ニュース」の充実。会員に対する全中貿ニュースを昨年同様、毎月一回発行し、企業経営に役立つ最新の情報を提供する。
- (ロ) 一般社団法人への移行の為の準備

Ⅲ. 事業活動の推進

上記の諸対策を研究し、その実現を図るために次の通り活動する。

1. 海外市場研究部会、金融税制委員会、製品安全委員会兼インフルエンザ対策委員会の各部会を必要に応じ開催し、研究を行う。
2. 会員企業の啓蒙のため、地区連盟は時事時局に応じた研修会・講習会・説明会・交流会等を積極的に開催する。
3. 「全中貿ニュース」等を通じ、政府による中小企業支援策、税制改正、EPA/FTA情報また国内外の経済情報、経済産業省の製品安全行政等 多岐に亘る内容の情報を会員企業、関係団体等に伝達する。